

平成 26 年 11 月 25 日

「ほくと法人 I B サービス」の被害補償の開始とご利用規定の変更について

株式会社北都銀行では、お客さまに安心してインターネットバンキングをご利用いただくために、法人向けインターネットバンキング「ほくと法人 I B サービス」において不正な払戻しなどの被害にあわれた場合の被害補償を、下記のとおり開始いたします。

また、被害補償の開始にあたり、「ほくと法人 I B サービスご利用規定」を変更いたします。

北都銀行は、今後ともお客さまの多様なニーズにお応えし、安心してサービスをご利用いただくため、法人向けインターネットバンキングのセキュリティ強化およびサービス内容の充実に努めてまいります。

【被害補償の開始について】

1 補償開始日

平成 26 年 12 月 1 日（月）

2 補償の概要

「ほくと法人 I B サービス」により不正な払戻しが発生した場合、1 契約者あたり年間 1, 000 万円を上限として被害額を補償いたします。

なお、不正な取引の発生から 30 日以内に当行へ通知いただかなかった場合など、補償の対象とならないケースもございますので、ご留意願います。

[補償額の減額または対象外となる主な場合]

- お客さまから被害調査のご協力が得られない、または警察に対して被害事実等の事実説明を行っていただけない場合
- 不正な払戻しの発生から 30 日以内に当行へ通知をいただかなかった場合
- インターネットバンキングに使用しているパソコンに関し、基本ソフトやブラウザなど、各種ソフトウェアが最新の状態に更新されていない場合
- インターネットバンキングに使用しているパソコンに関し、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやブラウザなど、各種ソフトウェアを使用していた場合
- 当行が指定した正規の手順以外で電子証明の利用が行われている場合
- ID・パスワード等の本人確認情報や、インターネットバンキングに使用しているパソコンを第三者に提供・貸与した場合
- パソコン等が盗難被害に遭い、ID・パスワード等の本人確認情報がパソコンに保存されていた場合

- 当行が注意喚起している方法でフィッシング画面等へのID・パスワード等の本人確認情報を入力してしまった場合
- お客様の従業員等関係者の犯行または従業員関係者が加担した不正な取引であることが判明した場合
- 第三者からの指示または脅迫に起因して生じた損害である場合
- 当行からの通知を受信可能なEメールアドレスをインターネットバンキングに登録していなかった場合
- 被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明があった場合
- 戦争、暴動等による著しい秩序の混乱に乗じて、または付随して、パスワード等の盗用にあった場合

【ご利用規定の変更について】

1 変更日

平成26年12月1日（月）

2 変更点の概要

- 被害補償の開始もあり、「不正な取引」を記載した条文を追加いたしました。
- お客様のパソコン自体を乗っ取りする犯罪も増加していることもあり、セキュリティの観点から長期間（1年以上）のご利用がないお客様は、当行から解約できることを追加いたしました。
- 反社会的勢力の利用をお断りする内容を追加いたしました。

平成26年12月1日以降の「ほくと法人IBサービスご利用規定」は、こちらをクリックしてご確認ください。

以 上